

登録の流れ

宣言の登録は専用のポータルサイトで行います。（ <https://www.biz-partnership.jp/index.html> ）
宣言文のひな形をダウンロードし、記載要領に従って完成させた宣言文を、ポータルサイト上にアップロードし、必須項目を入力して登録します。

① サイトメニューの「登録方法」をクリックする。

パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！

登録企業リスト
現在の登録数
64,196社

お知らせ

2025.04.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（19次締切分）を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日（月）17時までに登録申請をしてください。4月14日（月）17時以降に登録申請いただいた場合、4月24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。
2025.03.07	第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。 【開催日程】2025年3月13日(木) 【開催時間】14時30分～16時05分

② 宣言文のひな形をダウンロードし、記載要領にしたがって宣言文を作成し、PDF形式で保存する。

HOME > 登録方法

登録方法

登録の流れ

登録の前に

社内体制の確認

- ✓ パートナーシップ構築宣言は、代表者の名前で宣言するものであること、また、登録後は企業名、代表者名を含む宣言文がポータルサイトに公開されることを確認。
- ✓ パートナーシップ構築宣言では、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守を含めて宣言いただくため、「振興基準」の内容を確認。

STEP1 準備

記載要領・ひな形

②

パートナーシップ構築宣言
記載要領

パートナーシップ構築宣言
ひな形

登録の流れ

③ サイトメニューの「登録」をクリックする。

パートナーシップ構築宣言とは

登録企業リスト
現在の登録数
64,196社

④ 必須項目を入力する

登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。
宣言文の内容が、事実と即していない場合、ポータルサイトにアップロードできませんので、ひな形、記載見本、記載要領は、登録方法をご覧ください。（[登録方法](#)へリンク）

企業名 ※法人格と社名の間は空けないでください。	必須	<input type="text"/> 例：株式会社パートナーシップ構築宣言
企業名（ふりがな） ※法人格は入力しないでください。	必須	<input type="text"/> 例：ぱーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)
法人番号 ※詳細は 国税庁HP をご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。	必須	<input type="text"/> 例：1234567890123 (13桁の半角数字) <input type="checkbox"/> 個人事業主

- プライバシーポリシー（内容を確認し、チェックしてください） **必須**
ご入力いただいた情報は[プライバシーポリシー](#)に則り使用させていただきます。
 同意する
- 代表者による宣言（内容を確認し、チェックしてください） **必須**
 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

⑤ 作成した宣言文をPDF形式でアップロードする。 ⑥ 「入力内容の確認」をクリックし、「登録する」を選択する。

- 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

⑤ ファイルを選択 選択されていません
※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

- 宣誓書（内容を確認し、チェックしてください） **必須**

- 以下の事項について宣誓します。
 - 役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
 - 暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - 申請前1年間に下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第7条の規定に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第20条の規定に基づく排除措置命令を受けた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。
 - 申請前1年間に下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条の規定に基づく指導を受けた場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。
 - 宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。この場合において、取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。

- プライバシーポリシー（内容を確認し、チェックしてください） **必須**
ご入力いただいた情報は[プライバシーポリシー](#)に則り使用させていただきます。

同意する

- 代表者による宣言（内容を確認し、チェックしてください） **必須**
 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

⑥ 入力内容の確認

ご登録いただきましたデータ（個人情報を含む）は未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局（内閣府、中小企業庁）および全国中小企業振興機関協会の間で共有させていただきます。

▲
PAGE
TOP

▲
PAGE
TOP